

中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱 新旧対照表 (案)

改正後 (案)	現行	備考
<p>(選任等)</p> <p>第2条 推薦会議の構成員 (以下「構成員」という。) は、<u>中央区自治協議会</u> (以下「区自治協議会」という。) が選任する。</p> <p><u>2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例 (平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。) 第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号から第5号に該当する委員のうちからそれぞれ1人を選出する。</u></p> <p><u>3 条例第2条第2項第2号から第5号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。</u></p> <p><u>4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。</u></p>	<p>(選任等)</p> <p>第2条 推薦会議の構成員 (以下「構成員」という。) は、<u>新潟市区自治協議会条例 (平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。) 第2条第2項第1号及び同項第4号に該当する委員のうちから、中央区自治協議会</u> (以下「区自治協議会」という。) が選任する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。</u></p>	
<p>(会議)</p> <p>第4条 1～3 (略)</p> <p>4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。<u>ただし、条例第2条第2項第2号から第5号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 1～3 (略)</p> <p>4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 (略)</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>(役割) 第5条 (1)・(2) (略) (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第5号に該当する委員のうち、同項2号に該当する委員に準ずるもの（以下 <u>これらを</u>「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考行すること。</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1</u> この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 <u>(構成員の任期の特例)</u> <u>2</u> <u>中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部を改正する要綱（平成〇年〇月〇日制定）の施行（同要綱附則第1項第1号の施行をいう。）の日において現に構成員である者の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日に満了する。</u></p>	<p>(役割) 第5条 (1)・(2) (略) (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第5号に該当する委員のうち、同項2号に該当する委員に準ずるもの（以下「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。</p> <p>附 則 <u>(追加)</u> この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 <u>(追加)</u></p>	